

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文
 (目次)

○奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)	(抄)	1
○小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)	(抄)	3
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)	(抄)	4
○独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)	(抄)	5
○公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)	(抄)	5
○国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)	(抄)	5
○奄美群島振興開発特別措置法施行令(昭和二十九年政令第二百三十九号)		6
○小笠原諸島振興開発特別措置法施行令(昭和四十五年政令第十三号)		14
○公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)	(抄)	16
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号)	(抄)	16
○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成十四年政令第三百八十九号)	(抄)	16
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)	(抄)	17
○災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)	(抄)	17
○介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)	(抄)	18
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百四十六号)	(抄)	18
○総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)	(抄)	18
○財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)	(抄)	19
○国土交通省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百二十四号)	(抄)	19
○農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)	(抄)	20
○国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)	(抄)	20

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

○奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

（振興開発計画）

第三条 鹿児島県は、基本方針に基づき、奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）を定めなければならない。

2～9 （略）

第六条 （略）

2～4 （略）

5 国は、第一項及び第三項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

6 （略）

（医療の確保等）

第六条の三 （略）

一 診療所の設置

二～六 （略）

2～4 （略）

5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令の定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。

6・7 （略）

（業務の範囲）

第十七条 （略）

一・二 （略）

三 奄美群島において振興開発計画に基づく事業（奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業として政令で定めるものに限る。）を

行う事業者に対する事業資金の貸付けを行うこと。

四 (略)

(業務の委託)

第十八条 基金は、業務方法書で定めるところにより、前条第一号から第三号までに掲げる業務（債務の保証の決定又は貸付けの決定を除く。）及びこれらに附帯する業務の一部を政令で定める金融機関（債権の回収に係るものにあつては、政令で定める金融機関及び債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社）に委託することができる。

2 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第十九条 基金における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

2 (略)

(長期借入金及び奄美群島振興開発債券)

第二十条 基金は、第十七条第二号及び第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は奄美群島振興開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 5 7 (略)

附 則

1 5 6 (略)

7 国は、当分の間、港湾管理者（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）に対し、第六条第一項の規定により国がその費用について補助する同法第五条第十一项一号に掲げる港湾施設用地の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六条第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

8 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

9 10 (略)

11 港湾管理者が、附則第七項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

12 13 (略)

○小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「小笠原諸島」とは、嬬婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。

2 （略）

（振興開発計画）

第四条 東京都は、基本方針に基づき、小笠原諸島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）を定めなければならない。

2～8 （略）

（特別の助成）

第六条 国は、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、当該経費に関する法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、関係地方公共団体その他の者に対して、当該法令に定める国庫の負担割合又は補助割合を超えて、その全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

2 （略）

（帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例）

第十五条 国の行政機関が作成した旧島民の帰島に関する計画（以下「帰島計画」という。）に基づき永住の目的をもって小笠原諸島の地域へ移住する者として政令で定めるもの（以下「帰島者」という。）が、その移住する日の属する年においてその有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四又は第三十四条から第三十五条の二までの規定の適用を受ける場合を除き、当該資産の譲渡に対する同法第三十一条（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）若しくは同法第三十二条又は所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十二条若しくは第三十三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一～四 （略）

2 前項の場合において、帰島者の有する資産の譲渡について同項各号のうち二以上の号の規定の適用があるときは、同項各号の規定により控除すべき金額は、通じて千五百万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額とする。

3～7 （略）

（帰島に伴う不動産取得税の課税の特例）

第十六条 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡した日から二年以内に小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該譲渡した不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（当該譲渡した不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていないときは、

政令で定めるところにより、東京都知事が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に達するまでの金額を価格（同法第七十三条の二十一に規定する価格をいう。次項において同じ。）から控除するものとする。

2 小笠原諸島の地域に家屋を有していた旧島民で当該家屋を残して離島（小笠原諸島の地域からその他の本邦の地域へ移住することをいう。以下この項において同じ。）をしたもの又はその一般承継人が、小笠原諸島の地域への移住に伴い小笠原諸島の地域において当該家屋と同種の家屋を取得した場合において、その取得した家屋がその者に係る離島前の家屋に代わるものと東京都知事が認めるものときは、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前項の規定によるほか、その者に係る離島前の家屋の価額として政令で定める額に達するまでの金額を価格から控除するものとする。

附 則

（施行期日）

1 5 4 （略）

（修正基準に係る不動産の価格の決定の特例）

5 第十六条第一項の規定により東京都知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が地方税法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第十六条第一項の規定の適用については、同項中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準」とする。

6 7 （略）

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

一 三 （略）

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2 5 7 （略）

（補助金等の交付の決定）

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

2 5 4 （略）

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）（抄）

（独立行政法人評価委員会）

第十二条（略）

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

○公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

- 一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯行行為の事実
- 二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

4（略）

別表（第二条関係）

一～七（略）

八 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として政令で定めるもの

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3 (略)

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8 (略)

(内部部局の職)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5 (略)

○奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）

(特別の助成)

第一条 奄美群島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第六条第一項に規定する政令で定める事業は、別表第一に掲げる事業とし、同項に規定する政令で定める割合は、当該事業につきそれぞれ同表に掲げる割合とする。

2 法第六条第一項に規定する事業に係る経費については、当該事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）は、毎年度、法第六条第二項の規定による国の負担又は補助の割合が確定している場合を除き、同条第一項の規定による国の負担又は補助の割合によつて算定したその年度の国の負担金又は補助金の額を交付するものとする。

3 前項の規定により法第六条第一項の規定による国の負担又は補助の割合によつて算定したその年度の国の負担金又は補助金の額を交付した場合において、同条第二項の規定が適用されることとなつたときは、同項の規定による国の負担又は補助の割合によつて算定したその年度の国の負担金又は補助金の額と前項の規定により交付した額との差額は、その年度の翌年度（特別の理由によりやむを得ない事情があると認められるときは、その年度の翌々年度）に交付するものとする。

4 法第六条第三項に規定する政令で定める事業は、別表第二に掲げる事業とし、同項に規定する政令で定める交付金は、当該事業につきそれぞれ同表に掲げる交付金とする。

5 法第六条第三項の規定により算定する交付金の額は、別表第二に掲げる事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費につい

て同条第一項又は第二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合として別表第一に掲げる割合を参酌して総務省令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。

6 法第六条第五項に規定する政令で定める事業は、別表第三に掲げる事業で、奄美群島の地理的及び自然的特性その他の特殊事情により、奄美群島において国の補助を受けて行う必要があると認められるものとする。

(診療所の設置等に係る費用の範囲)

第二条 法第六条の三第五項の規定による補助は、同項に規定する事業につき鹿児島県が支弁する費用の額から当該事業の実施に伴う収入の額を控除した額を基準として、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額について行うものとする。

(委員の任期)

第三条 奄美群島振興開発審議会(以下「審議会」という。)の委員で、学識経験のある者のうちから任命されるものの任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(議事の手続)

第四条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第五条 審議会に、幹事二十人以内を置く。

2 幹事は、関係行政機関及び鹿児島県の職員のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、国土交通省国土政策局特別地域振興官において処理する。

(審議会の運営の細目)

第七条 第三条から前条までに定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(小口の事業資金以外の事業資金の貸付けの対象)

第八条 法第十七条第三号に規定する政令で定める事業は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第九号)第二十一条第一号に規定する施設において分みつ糖を製造する事業とする。

(業務を委託する金融機関)

第九条 法第十八条第一項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫及び信用協同組合とする。
(毎事業年度において国庫等に納付すべき額の算定方法)

第十条 法第十九条第一項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（以下「毎事業年度において国庫等に納付すべき額」という。）は、同項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。

2 独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を法第十九条第一項の規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項ただし書の規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付しようとするときは、当該毎事業年度において国庫等に納付すべき額を政府及び当該地方公共団体からの出資金の額に応じて按分するものとする。

3 前項に規定する出資金の額は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を生じた事業年度の開始の日における政府及び地方公共団体からの出資金の額（同日後当該事業年度中に政府又は地方公共団体から基金に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該事業年度の末日までの日数を当該事業年度の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

（納付金の納付の手續）

第十一条 基金は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を生じたときは、法第十九条第一項の規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項ただし書の規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付する金銭（以下「納付金」という。）の計算書に、当該事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣及び基金に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（納付金の納付期限）

第十二条 納付金は、当該事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫に納付すべき納付金の帰属する会計）

第十三条 国庫に納付する納付金については、第十条第二項の規定により国庫に納付する納付金の額を政府の一般会計及び財政投融資特別会計の投資勘定（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十六条第十五号の規定による廃止前の産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第百二十二号）に基づく産業投資特別会計の産業投資勘定及び特別会計に関する法律附則第六十七条第一項第二号の規定により設置する産業投資特別会計の産業投資勘定を含む。次項において同じ。）からの出資金の額に依りて按あん分した額を、それぞれ政府の一般会計及び財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資金の額は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を生じた事業年度の開始の日における政府の一般会計及び財政投融資特別会計の投資勘定からの出資金の額（同日後当該事業年度中に政府の一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定から基金に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該事業年度の末日までの日数を当該事業年度の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

（奄美群島振興開発債券の形式）

第十四条 奄美群島振興開発債券は、無記名利札付きとする。

（奄美群島振興開発債券の発行の方法）

第十五条 奄美群島振興開発債券の発行は、募集の方法による。

(奄美群島振興開発債券申込証)

第十六条 奄美群島振興開発債券の募集に応じようとする者は、奄美群島振興開発債券申込証にその引き受けようとする奄美群島振興開発債券の枚及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある奄美群島振興開発債券(次条第二項において「振替奄美群島振興開発債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該奄美群島振興開発債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を奄美群島振興開発債券申込証に記載しなければならぬ。

3 奄美群島振興開発債券申込証は、基金が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。

- 一 奄美群島振興開発債券の名称
- 二 奄美群島振興開発債券の総額
- 三 各奄美群島振興開発債券の金額
- 四 奄美群島振興開発債券の利率
- 五 奄美群島振興開発債券の償還の方法及び期限
- 六 利息支払の方法及び期限
- 七 奄美群島振興開発債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

(奄美群島振興開発債券の引受け)

第十七条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が奄美群島振興開発債券を引き受ける場合又は奄美群島振興開発債券の募集の委託を受けた会社が自ら奄美群島振興開発債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替奄美群島振興開発債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替奄美群島振興開発債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を基金に示さなければならない。

(奄美群島振興開発債券の成立の特則)

第十八条 奄美群島振興開発債券の応募総額が奄美群島振興開発債券の総額に達しないときでも奄美群島振興開発債券を成立させる旨を奄美群島振興開発債券申込証に記載したときは、その応募総額をもつて奄美群島振興開発債券の総額とする。

(奄美群島振興開発債券の払込み)

第十九条 奄美群島振興開発債券の募集が完了したときは、基金は、遅滞なく、各奄美群島振興開発債券につきその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第二十条 基金は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、奄美群島振興開発債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第十六条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びに番号を記載し、基金の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(奄美群島振興開発債券原簿)

第二十一条 基金は、主たる事務所に奄美群島振興開発債券原簿を備えて置かなければならない。

2 奄美群島振興開発債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

一 奄美群島振興開発債券の発行の年月日

二 奄美群島振興開発債券の数(社債等振替法の規定の適用がないときは、奄美群島振興開発債券の数及び番号)

三 第十六条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十号に掲げる事項四 元利金の支払に関する事項

(利札が欠けている場合)

第二十二条 奄美群島振興開発債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、基金は、これに応じなければならない。

(奄美群島振興開発債券の発行の認可)

第二十三条 基金は、法第二十条第一項の規定により奄美群島振興開発債券の発行の認可を受けようとするときは、奄美群島振興開発債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 奄美群島振興開発債券の発行を必要とする理由

二 第十六条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 奄美群島振興開発債券の募集の方法

四 奄美群島振興開発債券の発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 作成しようとする奄美群島振興開発債券申込証

二 奄美群島振興開発債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面

三 奄美群島振興開発債券の引受けの見込みを記載した書面

(鹿児島県が処理する事務)

第二十四条 法第四章及び基金に係る通則法の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務のうち、通則法第六十四条の規定による基金に対する報告徴収及び検査に関するものは、鹿児島県知事が行う。ただし、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

(書類の提出)

第二十五条 基金が提出する認可に関する申請書その他法若しくは通則法又はこの政令に基づき主務大臣に提出する書類は、鹿児島県知事を経由して提出しなければならない。

(事務の区分)

第二十六条 前二条の規定により鹿児島県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 別表第一の規定の昭和六十年度における適用については、同表道路の項中「十分の九」とあるのは「十分の八」と、「三分の二」とあり、及び「十分の六・五」とあるのは「十分の六」と、「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、同表港湾の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五」と、「十分の九」とあるのは「十分の八」と、「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、同表空港の項中「十分の九」とあるのは「十分の八」と、「十分の九」とあるのは「十分の八」と、「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と、同表砂防設備の項中「十分の八・五」とあるのは「十分の八」と、「十分の九」とあるのは「十分の八」と、「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と、同表海岸等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係るものにあつては、十分の七・五(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係るものにあつては、十分の八)」と、同表河川の項中「十分の六・五」とあるのは「十分の六」と、同表林業施設の項中「十分の八・五」とあるのは「十分の七・五(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われるものにあつては、十分の六・五)」と、「十分の六・五」とあるのは「十分の六」と、「十分の八」とあるのは「十分の七(森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行うものにあつては、十分の八)」と、同表漁港の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五(水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の九・五)」と、「十分の九」とあるのは「十分の八(水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の九)」と、「十分の七・五」とあるのは「三分の二(水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の七・五)」と、同表義務教育施設の項中「三分の二」とあるのは「十分の六」とする。

3 別表第一の規定の昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、同表道路の一般国道の項中「十分の九」とあるのは「十分の七・五(建設大臣が行う場合にあつては、十分の六)」と、「三分の二」とあり、及び「十分の六・五」とあるのは「十分の五・五(建設大臣が行う場合にあつては、十分の六)」と、同表道路の県道の項中「十分の九」とあるのは「十分の七・五」と、「三分の二」とあり、及び「十分の六・五」とあるのは「十分の五・五」と、同表道路の市町村道の項中「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、同表港湾の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五」と、「十分の九」とあるのは「十分の七・五(運輸大臣がする場合にあつては、三分の二)」と、同表空港の項中「十分の九」とあるのは「十分の八」と、同表保育所の項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、同表砂防設備の項中「十分の八・五」とあるのは「鹿児島県知事又は市町村長が施行する場合にあつては十分の七(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防事業に係るものにあつては、十分の八・五)、主務大臣が施行する場合にあつては十分の七・五(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防事業に係るものにあつては、十分の八・五)」と、同表海岸の項中「十分の七・五」と

あるのは「三分の二」と、同表地すべり防止施設の項中「十分の八」とあるのは「十分の七（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係るものにあつては、十分の八）」と、同表河川の項中「十分の六・五」とあるのは「十分の六」と、同表林業施設の項中「十分の八・五」とあるのは「鹿児島県が行う場合にあつては十分の七（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われるものにあつては、十分の八・五）」と、国が行う場合にあつては十分の七・五（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われるものにあつては、十分の八・五）」と、「十分の六・五」とあるのは「十分の六」と、「十分の八」とあるのは「十分の七（森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行うものにあつては、十分の八）」と、同表漁港の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の九」と、同表水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の九・五」とあるのは「十分の九・五）」と、「十分の九」とあるのは「十分の九・五）」と、同表漁港の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の九・五）」と、同表水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の九・五」とする。

4 別表第一の規定の昭和六十二年年度から平成二年度までの各年度における適用については、同表道路の一般国道の項中「十分の九」とあるのは

「十分の七・二五（建設大臣が行う場合にあつては、十分の七・五）」と、「三分の二」とあり、及び「十分の六・五」とあるのは「十分の五・五」と、同表道路の県道の項中「十分の九」とあるのは「十分の七・二五」とあり、及び「十分の六・五」とあるのは「十分の五・五」と、同表道路の市町村道の項中「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、同表砂防設備の項中「十分の八・五」とあるのは「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五」と、「十分の九」とあるのは「十分の七・二五（運輸大臣がする場合にあつては、十分の七・五）」と、「十分の七・五」とあるのは「十分の五・七五（運輸大臣がする場合にあつては、十分の六）」と、同表空港の項中「十分の九」とあるのは「十分の八」と、同表保育所の項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、同表砂防設備の項中「十分の八・五」とあるのは「鹿児島県知事又は市町村長が施行する場合にあつては十分の六・七五（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防事業（以下「緊急砂防事業」という。）に係るものにあつては十分の八・五、再度災害を防止するために施行する砂防工事であつては十分の七（緊急砂防事業に係るものにあつては十分の七・五）」と、再度災害を防止するために施行する砂防工事であつては十分の七（緊急砂防事業に係るもの以外のものにあつては十分の七）」と、主務大臣が施行する場合にあつては十分の七（緊急砂防事業に係るもの以外のものにあつては十分の七・五）」と、同表海岸の項中「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、同表地すべり防止施設の項中「十分の八」とあるのは「十分の七（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係るものにあつては、十分の八）」と、同表河川の項中「十分の六・五」とあるのは「十分の六」と、同表林業施設の項中「十分の八・五」とあるのは「鹿児島県が行う場合にあつては十分の六・七五（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われるもの（以下「緊急治山事業」という。）にあつては十分の八・五、激甚な災害が発生した地域において再度災害を防止するため緊急治山事業に引き続き行われる事業及び治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第二条第三項第二号に掲げる事業（緊急治山事業を除く。）にあつては十分の七（緊急治山事業にあつては十分の八・五、激甚な災害が発生した地域において再度災害を防止するために緊急治山事業に引き続き行われる事業及び治山治水緊急措置法第二条第三項第二号に掲げる事業（緊急治山事業を除く。）にあつては十分の七・五）」と、「十分の六・五」とあるのは「十分の六」と、「十分の八」とあるのは「十分の七（森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行うものにあつては、十分の八）」と、同表漁港の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五（水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の九・五）」と、「十分の九」とある

のは「国又は地方公共団体が施行するものにあつては十分の七・七五（第四種漁港に係るものにあつては、十分の八）、水産業協同組合が施行するものにあつては十分の九」と、「十分の七・五」とあるのは「三分の二（水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の七・五）」と、同表義務教育施設の項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

5 第一条第一項の規定の昭和六十二年年度から平成二年度までの各年度における適用については、同項中「掲げる事業」とあるのは「掲げる事業及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三条第三項及び第四項の規定による土地区画整理事業に係る道路の改築の事業（以下「土地区画整理事業に係る道路の改築の事業」という。）」と、「同項」とあるのは「法第六条第一項」と、「当該事業」とあるのは「別表第一に掲げる事業にあつては当該事業」と、「割合と」とあるのは「割合と、土地区画整理事業に係る道路の改築の事業にあつては十分の五・五（建設大臣が行うものにあつては、十分の六）」とする。

6 国が日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「特別措置法」という。）第二条第一項に規定する法律の規定に基づき、法第六条第一項に規定する事業に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合においては、第一条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「法第六条第二項」とあるのは「地方公共団体等が国から負担金又は補助金の交付を受けて当該事業を実施したとしたならば当該事業について法第六条第二項」と、「場合を除き、同条第一項」とあるのは「場合において、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「特別措置法」という。）第二条第一項に規定する法律の規定に基づき、国が当該事業について国の当該負担又は補助に相当する額の無利子の貸付けを行うときを除き、地方公共団体等が国から負担金又は補助金の交付を受けて当該事業を実施したとした場合（以下「当該事業を補助事業としたとした場合」という。）における法第六条第一項」と、「補助金の額」とあるのは「補助金の額に相当する特別措置法第二条第一項に規定する法律の規定に基づき貸付けの額」と、「同条第二項」とあるのは「地方公共団体等が国から負担金又は補助金の額を」とあるのは「補助金の額に相当する貸付けの額」と、「同条第二項」とあるのは「地方公共団体等が国から負担金又は補助金の交付を受けて同項に規定する事業を実施したとしたならば同条第二項」と、「なつたときは、同項」とあるのは「なるときは、当該事業を補助事業として実施したとした場合における同項」と、「補助金の額」とあるのは「補助金の額に相当する特別措置法第二条第一項に規定する法律の規定に基づく貸付けの額」と読み替えるものとする。

7 法附則第八項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

8 前項に規定する期間は、特別措置法第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第七項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

9 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

10 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

11 法附則第十一項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。
12 法附則第十二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 農林畜水産物の加工度の高い工業
- 二 産業の振興開発に係る交通運輸業
- 三 産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成事業
- 四 前三号に掲げるもののほか、産業の振興開発のため特に必要な事業で国土交通大臣及び財務大臣の指定するもの

○小笠原諸島振興開発特別措置法施行令（昭和四十五年政令第十三号）

（特別の助成）

第一条 小笠原諸島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第六条第一項に規定する政令で定める事業は、別表第一に掲げる事業で国土交通大臣が当該事業に関する主務大臣と協議して指定するものとし、当該事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合は、それぞれ同表に掲げる割合とする。

（国有財産の譲与等）

第二条 国は、関係地方公共団体において国有財産を別表第二の上欄に掲げる施設で法第四条第一項に規定する振興開発計画に係るもの用に供しようとする場合には、当該関係地方公共団体に対して、同表の区分に応じ、当該国有財産を無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

（法第十五条第一項の政令で定める者）

第三条 法第十五条第一項に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者で永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住するもののうち、国の行政機関が作成した旧島民の帰島に関する計画に基づき当該移住をするものであることにつき当該行政機関の認定を受けた者とする。

- 一 昭和十九年三月三十一日に小笠原諸島に住所を有していた者
- 二 前号に掲げる者の父母、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）並びに子及び孫並びにこれらの配偶者

（法第十五条第二項の政令で定める計算）

第三条の二 法第十五条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、千五百万円の範囲内において、まず同条第一項第二号の規定により控除すべき金額から成るものとし、同号の規定の適用がない場合又は同号の規定により控除すべき金額が千五百万円に満たない場合には、千五百万円又は当該満たない部分の金額の範囲内において、順次同項第四号、第三号又は第一号の規定により控除すべき金額から成るものとして計算した金額とする。この場合において、同項第四号に規定する譲渡益に相当する金額のうちに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第三項第一号に掲げる所得に係る部分の金額と同項第二号に掲げる所得に係る部分の金額とがあるときは、まず同項第一号に掲げる

所得に係る部分の金額から控除するものとする。

(法第十六条第一項の不動産の価格の決定)

第四条 東京都知事は、法第十六条第一項の価格が固定資産課税台帳に登録されていない不動産については、当該不動産を譲渡した日現在におけるその価格を決定するものとする。

(法第十六条第二項の離島前の家屋の価額)

第五条 法第十六条第二項に規定する離島前の家屋の価額として政令で定める額は、小笠原諸島の地域において取得した家屋の価格にその家屋の床面積に対する離島前の家屋の床面積(すでに小笠原諸島の地域において取得した家屋があるときは、その床面積を控除した面積)の割合(その割合が一をこえるときは、一)を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(法附則第五項の政令で定める者)

2 法附則第五項に規定する政令で定める者は、第一条各号のいずれかに該当する者で永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住したものであることにつき国の行政機関の認定を受けた者とする。

(負担額及び補助額の特例)

3 昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間において東京都が行う事業又は国が東京都に負担金を課して行う事業(以下「実施事業」という。)に要する経費に対する法第六条第一項の規定に基づく国の負担又は補助の額は、当該実施事業に要する経費に対する第一条の規定による国の負担又は補助に係る金額から、その金額から当該実施事業に要する経費に係る通常の国の負担又は補助の割合により算定した国の負担又は補助に係る金額を控除した金額に六分の一を乗じて得た金額を控除した金額とする。

(昭和六十年度的特例)

4 別表第一の規定の昭和六十年度的適用については、同表道路の項中「四分の三」とあるのは「三分の二」と、同表港湾の項中「十分の十」とあるのは「十分の九」と、「四分の三」とあるのは「三分の二」と、同表漁港の項中「十分の十」とあるのは「十分の九(水産業協同組合が施行するものにあつては、五分の四)」と、「五分の四」とあるのは「十分の七」と、「三分の二」とあるのは「五分の三」とする。

(昭和六十一年度から平成四年度までの特例)

5 別表第一の規定の昭和六十一年度から平成四年度までの各年度における適用については、同表道路の項中「四分の三」とあるのは「五分の三」と、同表港湾の項中「十分の十」とあるのは「十分の九」と、「四分の三」とあるのは「五分の三」と、同表漁港の項中「十分の十」とあるのは「十分の九(水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の十)」と、「五分の四」とあるのは「三分の二(水産業協同組合が施行するものにあつては、五分の四)」と、同表教育施設の項中「五分の四」とあるのは「三分の二」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

○公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）（抄）

附則

1～6（略）

7 法附則第十五項に規定する政令で定める地域は、次に掲げる地域（第四号及び第五号に掲げる地域にあつては、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域を除く。）とする。

一～五（略）

六 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島

七・八（略）

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）
（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）
第二条（略）

2 前項のへき地とは、次の各号のいずれかに該当する地域をその区域に含む厚生労働省令で定める市町村とする。

一～四（略）

五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域

六・七（略） 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）（抄）

（離島の地域）

第十五条 法第六十六条第三号の離島の地域として政令で定める地域は、次に掲げる島の地域とする。

一・二（略）

三 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島

四（略）

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）

(補助金等とする給付金の指定)

第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの(第四十六号から第一百五十三号第一百五十七号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの)とする。

一〜十 (略)

十一 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四十四号)第二条第四項の規定による給付金
十二〜六十一 (略)

六十二 電源立地地域対策交付金(第十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

六十三〜七十 (略)

七十一 地域住宅交付金(第三十四号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

七十二・七十三 (略)

七十四 農山漁村活性化対策整備交付金(第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

七十五 農山漁村活性化対策推進交付金(第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

七十六〜百十四 (略)

百十五 地域自主戦略交付金(第十二号、第三十四号又は第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

百十六 沖繩振興自主戦略交付金(第十二号、第三十四号又は第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

百十七〜百二十六 (略)

百二十七 社会資本整備総合交付金(第三十号、第三十四号又は第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

百二十八〜百四十三 (略)

百四十四 防災・安全社会資本整備交付金(第三十号、第三十四号又は第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

百四十五〜百五十六 (略)

百五十七 福島再生加速化交付金(第四十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

○災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)(抄)

(政令で定める計画)

第二十条 (略)

2 法第四十一条第八号の政令で定める計画は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第三条第一項に規定する奄美群島振興開発計画

三 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島振興開発計画

四 (略)

○介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号) (抄)

(法第百六条の政令で定める規定等)

第三十七条 法第百六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。

一 十三 (略)

十四 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の規定(第六条の三第一項第一号に限る。)

十五 三十三 (略)

2 (略)

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第百四十六号) (抄)
公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 四三十五 (略)

○総務省組織令(平成十二年政令第百四十六号) (抄)

附則

(自治行政局の所掌事務の特例)

第四条 (略)

2 (略)

3 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
平成二十六年三月三十一日	奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(略)	(略)
平成二十九年三月三十一日	(略)
平成三十三年三月三十一日	(略)
(略)	(略)

○財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（抄）

附則

（大臣官房の所掌事務の特例）

第二条（略）

2 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する事務をつかさどる。

3～6（略）

（大臣官房政策金融課の所掌事務の特例）

第四条 大臣官房政策金融課は、第十九条各号に掲げる事務のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。

○国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）（抄）

附則

（分科会の特例）

第二条 委員会に、第五条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発基金分科会を置き、同分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、独立行政法人奄美群島振興開発基金に係るものを処理することとし、同分科会の庶務は、国土交通省国土政策局特別地域振興官において処理する。この場合において、第五条第二項中「前項の表の上欄に掲げる分科会」とあるのは、「前項の表の上欄に掲げる分科会及び奄美群島振興開発基金分科会」とする。

○農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）（抄）
 附 則
 （農村振興局の所掌事務の特例）
 第四条 農村振興局は、第八条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
平成二十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
（略）	（略）
平成二十九年三月三十一日	（略）
平成三十三年三月三十一日	（略）
（略）	（略）

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）
 附 則
 （国土政策局の所掌事務の特例）
 第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
-----	-----

<p>平成二十六年三月三十一日</p>	<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。以下同じ。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。</p> <p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画にすること。</p> <p>独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務にすること。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>平成二十九年三月三十一日</p>	<p>（略）</p>
<p>平成三十三年三月三十一日</p>	<p>（略）</p>
<p>平成三十五年三月三十一日</p>	<p>（略）</p>

2 （略）

（国土政策局離島振興課等の設置期間の特例）
 第六条 （略）

2 国土政策局特別地域振興官は、平成二十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（国土政策局特別地域振興官の職務の特例）

第十条 国土政策局特別地域振興官は、第七十条各号に掲げる事務のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。
 一～五 （略）

(観光庁観光地域振興部の所掌事務の特例)

第二十八条 観光庁観光地域振興部は、第二百二十四条の二各号に掲げる事務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、沖縄特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。

(観光庁観光地域振興部観光資源課の所掌事務の特例)

第二十九条 観光庁観光地域振興部観光資源課は、第二百二十四条の九各号に掲げる事務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、沖縄特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。